

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業 補助金申請の手引き

申請前に必ずご覧ください

募集期間：令和8年5月21日（木）～令和8年12月25日（金）

《申請・お問い合わせ先》

住 所：〒959-0295

燕市吉田西太田 1934 番地（2階14番窓口）

担当課：市民生活部生活環境課環境政策係

電 話：0256-77-8167

e-mail：kankyo@city.tsubame.lg.jp

目 次

1. 補助事業の目的	2
2. 募集期間	2
3. 補助対象等	2
4. 申請から補助金交付までの流れ	9
5. 必要書類	11
6. 申請方法	13
7. 注意事項	14
(参考) 提出書類の記載例	15

1. 目的

2050年脱炭素社会の実現に向けて、市では「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、削減目標を掲げ取組を進めています。

第3次燕市環境基本計画では、削減目標を達成に向けた取組として、徹底的な省エネ対策と太陽光や風力などの再エネ活用を進めて行くこととしています。

市内の事業者の皆さまに本事業をご活用いただくことで各社の状況に応じた省エネ化や再エネ活用の取組を進めていただくことを目的としています。

2. 募集期間

令和8年5月21日（木）～令和8年12月25日（金）

※燕市が国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付決定を受けた日より前に工事契約を交わしたものは、補助の対象外です。

募集期間中の申請の取り扱い

- ・ **申請は先着順で受け付けます。**
- ・ 持参の場合、生活環境課環境政策係（市役所2階14番窓口）へ開庁時間内（8時30分～17時15分）に提出してください。
- ・ 郵送の場合は、市に到着した日を申請日として取り扱います。
- ・ 申請日が同日であれば提出した時刻に関わらず同着として扱います。
- ・ **予算上限に達した日を以って、申請受付を締め切ります。**
- ・ **持参、郵送を問わず、予算上限を超えた日に申請があったものについては、一律に抽選を行います。**
- ・ 申請は必要書類がすべてそろった時点で受付をします。仮受付等はいりません。
- ・ 事前着工は認められない為、交付決定までの期間を考慮し、余裕（2週間程度）をもって申請してください。

3. 補助対象等

（1）－1 補助対象者（購入）

次の要件をすべて満たすこととします。

本市の区域内に所在する事業所に補助対象設備等を設置する者であって、次に掲げる要件に該当するもの。

（ア）本市に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 中小企業者（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。）
- ② 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項の規定により法人とさ

れるものをいう。)

③ 社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。)

④ ①から③までに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(イ) 燕市 SDGs (カーボンニュートラル) 実践事業者に登録されていること。

(ウ) 市税の滞納がないこと。

(エ) 燕市暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(オ) 公序良俗に反する事業を行うものでないこと。

(1) - 2 補助対象者 (ファイナンスリース)

次の要件をすべて満たすリース事業者であり、貸借人については(1) - 1 補助対象者(購入)の要件を満たすこととします。

(ア) 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

(ウ) 市税の滞納がないこと。

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

(カ) リース事業者が補助金が交付された場合、補助金相当分が貸借人に対するリース料金から控除されるものであること。

(キ) リース事業者は、補助対象事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(ク) リース事業者は、リース期間が処分制限期間よりも短い場合は、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(1) - 3 補助対象者 (オンサイト PPA)

次の要件をすべて満たす PPA 事業者であり、貸借人については(1) - 1 補助対象者(購入)の要件を満たすこととします。

(ア) 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

(ウ) 市税の滞納がないこと。

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て中又

は更生手続き中でないこと。

(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

(カ) PPA 事業者に補助金が交付された場合、補助金相当分が貸借人に対するリース料金から控除されるものであること。

(キ) PPA 事業者は、補助対象事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(2) 補助対象となる設備

補助の対象となる設備は、各要件を満たす次の(ア)～(エ)の設備です。

(ア) 太陽光発電システム

- ① 法令、法令に基づく命令、条例等(以下「法令等」という。)に適合したものであること。
- ② 販売され、又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- ③ 中古の設備でないこと
- ④ 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器が設置されていること

※電力の使用量に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、使用量を明らかにする機器を設置する必要はありません。

- ⑤ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行うものでないこと。
- ⑥ 既存の設備を更新し、又は既存の設備に増設されるものでないこと。
- ⑦ 発電した電気のうち50%以上の電気を自ら消費するものであること。または、発電した電気のうち30%以上の電気を自ら消費し、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を新潟県内の需要家が消費していること。

※過大な設備設置とならないように計画してください。

(イ) 蓄電池システム

- ① 本補助金を用いて導入する太陽光発電システムの付帯設備であること。

※蓄電池単独設置の場合は補助対象となりません。

- ② 法令等に適合したものであること。
- ③ 販売され、又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- ④ 中古の設備でないこと。
- ⑤ 太陽光発電システムによって発電した電気を充電することができ、かつ、平時において電気の充電と放電とを繰り返し行うものであること。

- ⑥ 停電時のみに電気を供給するものでないこと。
- ⑦ 燕・弥彦総合事務組合火災予防条例（平成 9 年燕・弥彦総合事務組合条例第 22 号）で定める安全基準に適合していること。

（ウ）高効率空調機器

- ① 法令等に適合したものであること。
- ② 販売され、又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- ③ 中古の設備でないこと。
- ④ 従来 of 空調機器に対して、30%以上の二酸化炭素排出量の削減効果があること。

（確認方法の例）

「（別紙）高効率空調機器を導入する場合の省 CO2 効果の算定方法について」を参照ください。

（エ）高効率照明機器

- ① 法令等に適合したものであること。
- ② 販売され、又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- ③ 中古の設備でないこと。
- ④ 以下のいずれかの調光機能を有する LED 機器であること。
 - ・ スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する）
 - ・ 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する）
 - ・ 在／不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）

（3）遵守事項

本補助金の申請に当たっては、以下の（ア）から（ウ）に記載する事項について遵守することとし、誓約書を提出してください。

（ア）再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次の（a）から（k）をすべて遵守していること

- （a）地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。
- （b）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助の対象となる設備の設計を行うように努めること。
- (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
- (e) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (f) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (g) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (h) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (i) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (j) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源 エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- (イ) 法定耐用年数を経過するまでの間、温室効果ガスの排出の削減量又は吸収量を取引することができるものとして国が認証する制度（J-クレジット制度）に登録しないこと。
- (ウ) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと。

（４）補助対象経費

太陽光発電設備等の設置に係る設備費、工事費、業務費のうち税を除いた金額とします。

経費の区分	内容
設備費	事業を行うために直接必要な設備又は機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費。（自己によるものは除く。また、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）

工事費	事業を行うために直接必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費。（自己によるものは除く。）
業務費	PPA 契約やリース契約により実施される場合における、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。

※すべての経費区分において物品契約や下請け契約をする場合は、それらの契約総額から消費税相当額を除外したもの

(5) 補助金額等

(ア) 一覧表

設備区分	補助金額等
太陽光発電システム	太陽光発電システムに係る太陽電池モジュールの交称最大出力の合計値若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値に 1 kw 当たり 5 万円を乗じて得た額 ※設備容量は、KW 単位で小数点以下を切捨て
蓄電池システム	蓄電池システムの価格（円/kWh（工事費込み・税抜き））の 1/3 以内（1,000 円未満の端数切捨て）とする。ただし、下記価格の 3 分の 1 を上限とする。 家庭用 20kwh 未満の場合、14.1 万円/kwh（工事費込み・税抜き）、業務用 20kwh 以上の場合、16.0 万円/kwh（工事費込み・税抜き）
高効率空調機器	補助対象経費の 1/2 以内（1,000 円未満の端数切捨て）とし、機器設置建物の延べ床面積が 250 m ² 未満の場合、上限額は 100 万円。延べ床面積が 250 m ² 以上の場合、上限額は 200 万円とする。
高効率照明機器	補助対象経費の 1/2 以内（1,000 円未満の端数切捨て）とし、機器設置建物の延べ床面積が 1,000 m ² 未満の場合、上限額は 100 万円。延べ床面積が 1,000 m ² 以上の場合、上限額は 200 万円とする。

- (イ) 計算方法 太陽光発電設備を設置する場合
 容量 (KW) × 5 万円 = 補助金額
 ※太陽光発電システムの容量は、KW 単位で小数点以下を切捨てた値とし、補助金額の千円未満は切り捨ててください。

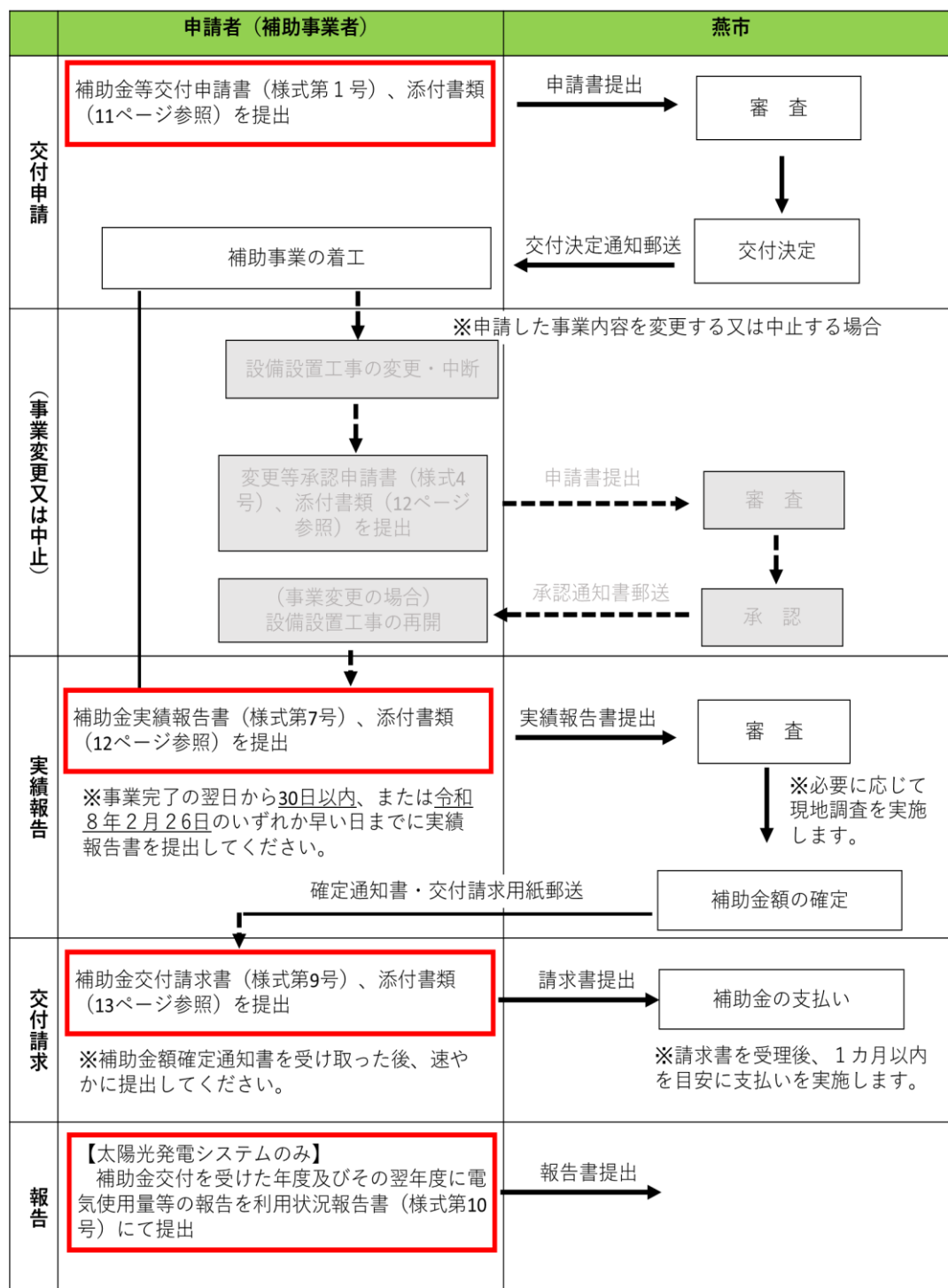
(ウ) 計算例

A: 太陽光パネルの設備容量 (20.5kw)

B:パワーコンディショナーの定格出力 (15.9kw)
 Bの方が小さいため、Bの容量にて補助金を計算
 15kw×5万円=750,000円 → **補助金額 750,000円**

4. 申請から補助金交付までの流れ

(1) 補助金交付申請フロー



(2) 補助金交付の申請

補助金交付申請書（様式第 1 号）、事業計画書及び必要な添付書類等を、生活環境課まで持参または郵送してください。

※交付決定日前の工事着工は認められません。交付決定までの期間を考慮し、2 週間程度の余裕をもって申請してください。

※事業完了日は、事業実施に係る支払の領収日、竣工検査日、または電力受給開始日とします。実績報告書提出期限（事業完了の翌日から 30 日以内、または令和 9 年 2 月 26 日のいずれか早い日）までに書類がすべて揃うよう、工事日程を計画してください。

(3) 補助金交付の決定

交付申請の受付順に書類審査を行い、必要に応じて現地確認等を行い、補助金交付決定後、申請者に交付決定通知書にて通知します。

※交付決定日前の工事着工（当該補助設備の設置に係る部分のみ。）は認めません。

※補助金の交付決定後に設備や経費の変更等、申請内容が変更になる場合は、必ず事前にご相談ください。変更後の申請は、認めません。

(4) 実績報告

事業完了の翌日から 30 日以内、または令和 9 年 2 月 26 日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第 7 号）を提出してください。

(5) 補助金額の確定

提出いただいた実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地確認等を行い、補助金額の確定後、申請者に補助金交付確定通知書にて通知します。

(6) 補助金の交付請求

補助金交付確定通知書の内容に基づき、補助金交付請求書（様式第 9 号）を提出して下さい。

(7) 補助金の支払い

提出された補助金交付請求書の内容に基づき申請者口座に補助金を支払います。

※請求書受理後、概ね 3 週間～ 1 カ月程度

(8) 電気使用量等の報告 ※太陽光発電システムのみ必要

発電した電力量の50%以上を自家消費していること。または、発電した電気のうち30%以上の電気を自ら消費し、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を新潟県内の需要家が消費していることを確認するため、補助金の交付を受けた年度及びその翌年度の電気使用量等の報告を各年度の翌年度の4月末までにしてください。

例) 令和8年11月に事業を完了し補助金の交付を受けた場合

・報告1回目

令和8年11月から令和9年3月までの電気使用量等を令和9年4月末までに報告

・報告2回目

令和9年4月から令和10年3月までの電気使用量等を令和10年4月末までに報告

※発電した電力の50%以上を自家消費していること。または、発電した電気のうち30%以上の電気を自ら消費し、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を新潟県内の需要家が消費していることが達成できていない場合、補助金の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

5. 必要書類

(1) 交付申請

①必須資料

- (ア) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (イ) 事業計画書(別記様式第1号)
- (ウ) 収支計算書(別記様式第2号)
- (エ) 誓約書(別記様式第3号)
- (オ) 見積書の写し
- (カ) 補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類
- (キ) 補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真等
- (ク) 個人事業主の場合: 個人営業証明書
法人の場合: 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
※申請日の3カ月以内に発行されたもの
- (ク) 市税の滞納がないことの証明書
※市が公簿等で確認することに同意している場合は省略可

②区分別資料(該当区分に応じて提出する書類)

ⅰ太陽光発電システム

・需要家にかかる書類

- (ア) 設置する事業所等の建物所有者を示す登記事項証明書

- (イ) 単線結線図
 - (ウ) 対象施設の年間消費電力量の根拠資料
 - (エ) 初年度における年間推定発電量の根拠資料
 - (オ) 太陽光発電システム補助対象経費等計算書（別記様式第 2 号別紙 1）
 - ・ファイナンスリース事業者にかかる書類
 - (ア) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 誓約書（別記様式第 3 号）
 - (ウ) 市税の滞納がないことの証明書
 - (エ) リース料金の算定根拠明細書（別記様式第 4 号）
 - (オ) 処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
 - (カ) リース期間が処分制限期間よりも短い場合：所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類
 - ・PPA 事業者にかかる書類
 - (ア) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 誓約書（別記様式第 3 号）
 - (ウ) 市税の滞納がないことの証明書
 - (エ) サービス料金の算定根拠明細書（別記様式第 5 号）
 - (オ) 処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- ii 高効率空調機器
- (ア) 30%以上の省 CO2 効果を確認できる書類
 - (イ) 入替前の空調機器の型番や性能の確認できる書類（型番等の記載されている製品表示の写真、製品カタログ 等）
※算定方法は手引き 30 ページを参考にしてください。
 - (ウ) 機器を設置する建物の延べ床面積が確認できる書類（固定資産税課税明細書 等）
- iii 高効率照明機器
- (ア) 調光機能を有する LED 機器であることが確認できる書類（スケジュール制御、明るさセンサによる一定照度制御、在／不在調光制御、等）
 - (イ) 機器を設置する建物の延べ床面積が確認できる書類（固定資産税課税明細書 等）

(2) 事業の変更・中止

①変更の場合

- (ア) 変更等承認申請書（様式第4号）
- (イ) 事業計画書（別記様式第1号）※変更後の内容を記載したもの
- (ウ) 収支計算書（別記様式第2号）※変更後の内容を記載したもの
- (エ) 変更内容が分かる書類
 - (例) 補助対象経費の変更：・変更後の工事契約書又は請書等の写し
 - ・変更後の工事費の内訳がわかる書類
 - 補助対象設備の変更：・設備の仕様等が分かる書類
 - ・補助要件を満たすことが分かる書類

②中止の場合

- (ア) 変更等承認申請書（様式第4号）

(3) 実績報告

①必須資料

- (ア) 補助金実績報告書（様式第7号）
- (イ) 事業完了報告書（別記様式第6号）
- (ウ) 収支決算書（別記様式第7号）
- (エ) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (オ) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (カ) 補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真等

②区分別資料（該当区分に応じて提出する書類）

ⅰ太陽光発電システム

- (ア) 実績額等計算書（別記様式第6号別紙1）
 - ・ファイナンスリースに係る書類
- (ア) ファイナンスリース契約書の写し
 - ・オンサイト PPA に係る書類
- (ア) オンサイト PPA 契約書の写し

(4) 補助金請求

①補助金交付請求書（様式第9号）

②補助金振込先口座の口座確認ができるもの（通帳の写し等）

※実績報告後、市からの交付確定通知を受けた後に、提出してください。

6. 申請方法

持参または郵送して下さい。

(郵送の場合は必要書類がすべて揃った時点で受理します。)

受付窓口：燕市役所
 市民生活部生活環境課 環境政策係（2階14番窓口）

送付先：〒959-0295
 燕市吉田西太田1934番地 市民生活部生活環境課 環境政策係

7. 申請に当たっての注意事項

(1) 申請書類等への記載漏れに注意して下さい。

申請書類等に記入漏れ又は記入間違いがある場合、該当書類について追記・修正又は再提出していただきます。15ページ以降の記載例を確認し、記載漏れに注意して申請書類等の作成を行ってください。

(2) 添付書類の不備に注意してください。

書類に不備がある場合、必要書類がすべて揃うまで申請を受理できませんので、申請書のチェック欄をご確認の上、添付書類に不備が無いよう注意をお願いします。

(3) 補助金交付申請のフロー図に沿って申請を行ってください。

9ページの補助金交付申請フローに沿って、補助金申請を行ってください。

※報告書の提出期限を厳守して下さい。

(4) 補助事業完了後の注意事項

設置した補助対象設備については、次の一覧に掲げる耐用年数を経過する日までの間、適切に管理してください。

また、市の承認を受けることなく、補助金の交付目的以外に使用・売却・譲渡・交換・貸し付け・又は担保に供することはできません。

耐用年数一覧

区分	耐用年数
太陽光発電システム	17年
蓄電池システム	6年
高効率空調機器（圧縮機の出力が [※] 22kwまで）	13年
高効率空調機器（圧縮機の出力が [※] 22kw以上）	15年
高効率照明機器	15年

提出書類の記載例

【交付申請書類】

補助金交付申請書	16
事業計画書	19
収支計画書	21
誓約書	22

【実績報告書類】

補助金実績報告書	23
事業完了報告書	24
収支決算書	26

【その他】

補助金交付請求書	27
利用状況報告書	28

様式第 1 号(第 7 条関係)

提出日を記入してください

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書

●●年●●月●●日

(あて先) 燕市長

申請者の所在地 燕市吉田西太田 1934 番地

申請者の名称 ●●株式会社

代表者氏名 代表取締役 燕 太郎

※リース及び PPA の場合はリース事業者またはオン
サイト PPA 事業者が申請者となります

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交
を受けたいので、次のとおり申請します。

記

該当する設備にチェックを入れてください

1 補助対象事業	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電池システム <input type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input type="checkbox"/> 高効率照明機器	税抜
2 補助対象事業費	金	〇〇〇〇〇 円
3 補助金交付申請額	金	〇〇〇〇〇 円
4 交付対象者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> ファイナンスリース <input type="checkbox"/> オンサイト PPA <small>※リース、PPA は太陽光発電システ</small>	

交付申請額は、申請する設備の補助金額を記載してください。

(千円未満切捨て)

<連絡先>※申請者の会社内の者に限

会社名	●●株式会社
所在地	(〒 959 - 0295) 燕市吉田西太田 1934 番地
部課名	〇〇部●●課
担当者	フリガナ セイカツ ハナコ 生活 花子
電話番号	(0256) ●● - 〇××●
E-mail	〇〇〇@×××.△△

補私（申請）に同意します。

納税証明書等滞納がないことの証明書を添付しない場合は、補助金申請者の所在地、名称、代表者氏名を記載してください。
 印は代表者の印を押印ください。
※申請者がリース事業者またはオンサイト PPA 事業者の場合は、需要家の所在地、名称、氏名及び代表者印を押印してください。

公簿等で確認することの同意

所在地 燕市吉田西太田 1934 番地
 名称 ●●株式会社
 氏名 代表取締役 燕 太郎 印

※署名による場合は、押印を省略することができます。

<添付書類確認欄> ※交付申請書類提出前に添付書類の漏れがないかチェックを入れ確認し申請してください。

共通申請書類

番号	添付書類	チェック
-	補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	<input checked="" type="checkbox"/>
申請に係る書類		
1	事業計画書（別記様式1号）	<input checked="" type="checkbox"/>
2	収支計算書（別記様式第2号）	<input checked="" type="checkbox"/>
3	誓約書（別記様式第3号）	<input checked="" type="checkbox"/>
4	見積書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
5	補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類	<input checked="" type="checkbox"/>
6	補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真等	<input checked="" type="checkbox"/>
7	（個人事業主の場合）個人営業証明書	<input type="checkbox"/>
	（法人の場合）法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	<input checked="" type="checkbox"/>
8	市税の滞納がないことの証明書（燕市が公募等で確認することに同意している場合は省略可）	<input type="checkbox"/>

太陽光発電システム申請書類

需要家に係る書類		
1	事業所等の所有者を示す登記事項証明書（全部事項証明書）	<input checked="" type="checkbox"/>
2	単線結線図	<input checked="" type="checkbox"/>
3	対象施設の年間消費電力量の根拠資料	<input checked="" type="checkbox"/>
4	初年度における年間推定発電量の根拠資料	<input checked="" type="checkbox"/>
5	太陽光発電システム補助対象経費等計算書（別記様式第2号別紙1）	<input checked="" type="checkbox"/>
ファイナンスリース事業者に係る書類		
1	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>
2	誓約書（別記様式第3号）	<input type="checkbox"/>

3	市税の滞納がないことの証明書	<input type="checkbox"/>
4	リース料金の算定根拠明細書（別記様式第4号）	<input type="checkbox"/>
5	処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
6	（リース期間が処分制限期間よりも短い場合）所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類	<input type="checkbox"/> ※1
PPA 事業者に係る書類		
1	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>
2	誓約書（別記様式第3号）	<input type="checkbox"/>
3	市税の滞納がないことの証明書	<input type="checkbox"/>
4	サービス料金の算定根拠明細書（別記様式第5号）	<input type="checkbox"/>
5	処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
高効率空調機器申請書類		
1	30%以上の省CO2効果を確認できる書類（計算書、省エネルギー診断の報告書 等）	<input type="checkbox"/>
2	入替前の空調機器の型番や性能の確認できる書類（型番等の記載されている製品表示の写真、製品カタログ 等）	<input type="checkbox"/>
3	機器を設置する建物の延べ床面積が確認できる書類（固定資産税課税明細書 等）	<input type="checkbox"/>
高効率照明機器申請書類		
1	調光機能を有するLED機器であることが確認できる書類（スケジュール制御、明るさセンサによる一定照度制御、在／不在調光制御、等）	<input type="checkbox"/>
2	機器を設置する建物の延べ床面積が確認できる書類（固定資産税課税明細書 等）	<input type="checkbox"/>
その他		
1	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> ※1

※1 該当する場合のみ必要です。

提出日を記入してください

●●年●●月●●日

別記様式第1号（第7条関係）

燕市長 様

事業計画書

該当する設備にチェックを入れてください

1. 設備区分

<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 蓄電池システム
<input type="checkbox"/> 高効率空調機器	<input type="checkbox"/> 高効率照明機器

2. 設置場所

事業所名 ●●株式会社
 住所：燕市 吉田西太田 1934 番地

3. 設備内容

設備区分	メーカー名・型式等	出力・容量等
太陽光発電システム	△△・●●●● ★★・×××	35.5kw
	設置する設備ごとに記入してください。 太陽光発電システムについては、設置するパネルの型式をすべて記載し、出力・容量等の欄に「公称最大出力の合計値若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい数値」を記載してください。	

※設備区分、型式等が複数ある場合は、製品ごとに設備内容を記載すること。

※太陽光発電設備の場合は、設置するメーカー・型式すべてを記載し、出力・容量等には公称最大出力の合計若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値を記載すること。

4. 二酸化炭素排出量削減見込量

更新前二酸化炭素排出量 (t-co2/年)	更新後二酸化炭素排出量 (t-co2/年)
38.25 小数点以下第3位を四捨五入	18.95 小数点以下第3位を四捨五入

※太陽光発電システムは、別記様式第2号別紙1「補助対象経費計算書」から転記すること。

※高効率空調機器は、30%以上の省CO2効果を確認できる書類（任意様式）から転記すること。

※高効率照明機器は、更新前後の消費電力及び稼働時間から年間の消費電力量を試算し、排出係数を乗じて排出量を計算し記載すること。

5. 着工予定日等

着工 ●●年 ●月 ●日 / 完了 ●●年 ●月 ●日

着工予定日から事業完了予定日を記載してください。なお、事業完了日は支払いの領収日、竣工検査日、または電力受給開始日のうち最も遅い日としてください。

6. 補助対象事業費・補助金申請額

設備区分	補助対象経費		補助金額
太陽光発電システム	9,000,000	円	a 1,750,000
		円	b 円
		円	c 円
		円	d 円

「補助対象経費」を確認いただき、補助対象となる金額を記載してください。
金額は**税抜き価格**で記載してください。

補助金申請額 (a～dの合計)	1,750,000	円(千円未満切捨て)
--------------------	-----------	------------

※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る設計費、設備費、工事費とする。

※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

※補助金額のうち、千円未満の端数は切り捨てとする。

別記様式第2号(第7条関係)

収支計算書

(1) 収入

区分	予算額	備考
自己資金 (借入金含む)	8,150,000 円	
市補助金	1,750,000 円	燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金
その他補助金	円	
その他	円	
合計	9,900,000 円	

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、下記(2)支出の合計

(2) 支出の合計額と一致させてください。

※その他補助金(国及び県を除く)を受ける場合は、備考欄にその名称を記載すること。

(2) 支出

費目	予算額	備考
補助対象経費 (税抜)	設備費	900,000 円
	工事費	8,100,000 円
	業務費	0 円
小計	9,000,000 円	
消費税(10%)	900,000 円	
合計	9,900,000 円	

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※既存設備の撤去・処分など既存設備と。

(1) 収入の合計額と一致させてください。

※合計の金額は、上記(1)収入の合計と一致すること。

別記様式第 3 号（第 7 条関係）

誓約書

燕市長 様

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、次のすべてについて遵守したうえで事業を実施します。

- 1 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等（特に次のすべて）に準拠すること。
 - ア 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - イ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - ウ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - エ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - オ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - カ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 2 法定耐用年数を経過するまでの間、温室効果ガスの排出の削減量又は吸収量を取引することができるものとして国が認証する制度（J-クレジット制度）に登録しないこと。
- 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別号）に基づく F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得

内容を確認し、署名と代表者印の押印をして下さい。誓約書の記載事項に違反したことが発覚した場合、補助金を返還していただく場合があります。

●●年 ●●月 ●●日

提出日を記入してください。

所在地 燕市吉田西太田 1934 番地

名称 ●●株式会社

代表者氏名 代表取締役 燕 太郎 印

様式第 7 号 (第 11 条関係)

提出日を記入してください

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績報告書

●●年●●月●●日

(あて先) 燕市長

申請者の所在地 燕市吉田西太田 1934 番地
 申請者の名称 ●●株式会社
 代表者氏名 代表取締役 燕 太郎 印
 ※署名による場合は、押印を省略することができます。

標記補助金に係る事業実績について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定通知に記載の日付等を記載してください。

1 交付決定番号	燕生環第×××号
2 交付決定日	令和○年 ○○月 ○○日
3 事業完了日	令和○年 △△月 △△日

支払いの領収日または、竣工検査日のどちらか遅い日を記載してください。

必ず、報告書提出前に添付書類の漏れがないかチェックを入れ確認し提出してください。

-	補助金実績報告書 (様式第 7 号) (本報告書)	<input checked="" type="checkbox"/>
実績報告に係る添付する書類		
1	事業完了報告書 (別記様式第 6 号)	<input checked="" type="checkbox"/>
2	収支決算書 (別記様式第 7 号)	<input checked="" type="checkbox"/>
3	補助対象経費の支払いを証する各書類の写し (納品書、請求書、領収書)	<input checked="" type="checkbox"/>
4	補助事業に係る工事請負契約書等の写し (請書、発注書、契約書等)	<input checked="" type="checkbox"/>
5	補助事業により導入した設備の設置状況と型番が確認できる写真等	<input checked="" type="checkbox"/>

太陽光発電システムの実績報告に添付する書類

1	実績額等計算書 (別記様式第 6 号別紙 1)	<input checked="" type="checkbox"/>
ファイナンスリースに係る書類		
1	ファイナンスリース契約書の写し	<input type="checkbox"/> (※)
オンサイト PPA に係る書類		
1	オンサイト PPA 契約書の写し	<input type="checkbox"/> (※)
その他		
1	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> (※)

※ 該当する場合のみ必要です。

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

別記様式第6号（第11条関係）

燕市長 様

事業完了報告書

1. 設備区分

<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 蓄電池システム
<input type="checkbox"/> 高効率空調機器	<input type="checkbox"/> 高効率照明機器

2. 設置場所

事業所名	●●株式会社
住所：燕市	吉田西太田 1934 番地

3. 設備内容

設備区分	メーカー名・型式等	出力・容量等
太陽光発電システム	△△・●●●● ★★・×××	35.5kw

事業計画書の記載方法を参考に記入してください。

※設備区分、型式等が複数ある場合は、製品ごとに設備内容を記載すること。
 ※太陽光発電設備の場合は、設置するメーカー・型式すべてを記載し、出力・容量等には公称最大出力の合計若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値を記載すること。

着工日から事業完了日を記載してください。
なお、事業完了日は支払いの領収日または、竣工検査日のどちらか遅い日を記載してください。

4. 設置完了日等

着工 ●年 ●月 ●日 / 完了 ●年 ●月 ●日

4. 二酸化炭素排出量削減見込量

更新前二酸化炭素排出量 (t-co2/年)	更新後二酸化炭素排出量 (t-co2/年)
38.25	18.95
小数点以下第3位を四捨五入	小数点以下第3位を四捨五入

- ※太陽光発電システムは、別記様式第6号別紙1「実績額等計算書」から転記すること。
- ※高効率空調機器は、30%以上の省CO2効果を確認できる書類（任意様式）から転記すること。
- ※高効率照明機器は、更新前後の消費電力及び稼働時間から年間の消費電力量を試算し、排出係数を乗じて排出量を計算し記載すること。

5. 補助対象事業費・補助金申請額

設備区分	補助対象経費		補助金額	
太陽光発電システム	9,000,000	円	a	1,750,000 円
		円	b	円
		円	c	円
		円	d	円
補助金額 (a～dの合計)	1,750,000 円(千円未満切捨て)			

※各補助対象設備の補助対象経費は、別紙「収支決算書」と一致すること。

※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る設計費、設備費、工事費

※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とするこ
仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

事業計画書の記載方法を参考に記入してください。

別紙様式第7号(第11条関係)

収支決算書

(1) 収入

区分	決算額	備考
自己資金 (借入金含む)	8,150,000 円	
市補助金	1,750,000 円	燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業 補助金
その他補助金	円	
その他	円	
合計	9,900,000 円	

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、下記(2)支出の合計の金額と一致すること。

※その他補助金(国及び県を除く)を受ける場合は、備考欄にその名称を記載すること。

(2) 支出

費目	決算額	備考
補助対象経費 (税抜)	設備費	900,000 円
	工事費	8,100,000 円
	業務費	0 円
小計	9,000,000 円	
消費税(10%)	900,000 円	
合計	9,900,000 円	

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※既存設備の撤去・処分など既存設備に関する経費は

収支計算書の記載方法を参考に記入してください。

※合計の金額は、上記(1)収入の合計と一致すること。

様式第 9 号(第 13 条関係)

○年 ○月 ○日

燕 市 長 様

所在地 燕市吉田西太田 1934 番地
名称 ●●株式会社
代表者氏名 代表取締役 燕 太郎 印

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付請求書

令和●年●●月●●日付け燕生環第△△△号で交付確定のあった補助金について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

補助金交付確定通知に記載の日付等を記載してください。

記

1 補助金交付確定額 金 ○○○○ 円

補助金交付確定通知に記載の金額を記載してください。

2 補助金請求額 金 ○○○○ 円

補助金交付確定額と同額を記載してください。

振込依頼先

金融機関名	○×銀行							
支店名	△△支店							
口座番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	△	△	△	△	△	△	△
口座名義	(フリガナ マルマル(カ))							
	●●株式会社							

補助金申請者名義の口座を記載してください。

様式第 10 号（第 14 条関係）

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金利用状況報告書

●年 ●月 ●日

（あて先）燕市長

申請者の所在地 燕市吉田西太田 1934 番地
申請者の名称 ●●株式会社
代表者氏名 燕 太郎 印

※署名による場合は、押印を省略することができます。

標記補助金に係る利用状況について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助金交付確定通知に記載の日付等を記載してください。

1 交付確定番号	燕生環第△△△号
2 交付確定日	令和●年 ●●月 ●●日

令和●年度の発電状況

別記様式第 6 号別紙 1 実績額等計算書を参考に太陽光発電システム導入前後の状況を記載してください。

(1) 事業実施前後の設置施設の年間電力使用量及び二酸化炭素排出量

	年間電力消費量	二酸化炭素排出量
事業実施前（導入前 1 年）	kWh	t-CO2
事業実施後（導入後 1 年）	kWh	t-CO2

自家消費割合が 50%以上であることが補助要件であるため、50%を超えるように運用をしてください。

(2) 年間の発電量及び電力自家消費量

① 年間発電量	② 年間発電電力自家消費量	③ 自家消費割合 (②/①×100)
kWh	kWh	%

月別発電量等

	発電量 (kWh)	自家消費電力量 (kWh)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

添付書類

1. 年間電力消費量を確認できる書類
2. 年間太陽光発電電力量を確認することができる書類
3. 年間自家消費発電量を確認することができる書類

※システム等から値を確認した場合は、システム画面の写真など値の確認できる画像を提出してください。

月ごとの発電量と自家消費した電気を記載してください。

(参考)

高効率空調機器を導入する場合の省 CO2 効果の算定方法について

高効率空調機器の導入に当たっては、国の重点対策加速化事業実施要領等により、「…従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの」と定められています。

設備導入に際しての省 CO2 効果の算定方法について、以下のとおりまとめましたので申請の際の参考としてください。

1. 既存設備の代替として設備を導入する場合

既存設備と新規に設置する設備とのそれぞれの電力消費量・CO2 排出量を比較し、30%以上の省 CO2 効果があることを確認してください。

算定については、環境省の「計算ファイル (F. 省エネ設備用)」、「省エネ製品買換ナビゲーションしんきゅうさん」、一般社団法人環境共創イニシアチブの「省エネ計算プログラム」等をご活用ください。

2. 新規に設備を導入する場合

新規導入設備の省 CO2 効果は、ベースラインとなる従来設備 (2006 年度モデル) との比較または、現在の平均的な販売設備との比較によって、算定します。設置する設備の規格に応じて、以下に例示する手法等により、算定してください。なお、比較対象とする設備の空調能力 (定格能力) は、同じとなるようにしてください。

(1) 導入する設備の規格が業務用の場合

環境省の「計算ファイル (F. 省エネ設備用)」に必要事項 (年間エネルギー消費量等) を入力し、算出された省 CO2 効果が 30%以上となることを確認してください。

※上記、参考算定方法に限らず、設備メーカーの比較資料など、省 CO2 効果が 30%以上となることが確認できる場合も補助対象となります。